

新見市技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針

取組方針策定の目的

地方公共団体の技能労務職員については、職務の内容が民間企業と類似しているにもかかわらず、給与が高額ではないかとの指摘がなされております。

これまで退職動向を踏まえながら委託や省力化を進めてきましたが、今後も厳しい財政状況が続くことが想定される中、いま一度技能労務職員の給与等について総合的な点検が必要とされております。適正な給与制度の確立と運用を目指すことを目的にこの取組方針を定めるものであります。

現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等（平成19年4月1日現在）

区 分	新 見 市				民 間		
	人 数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	27人	46.4歳	285,174円	304,215円			
自動車運転技術員	5人	45.0歳	275,220円	312,812円	自家用自動車運転手	53.0歳	279,200円
調理員	19人	46.0歳	277,968円	293,277円	調理士	41.6歳	256,100円
支援員	3人	51.0歳	347,400円	359,160円	福祉施設介護員	35.5歳	215,000円

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

民間データは、厚生労働省が公表する「賃金基本構造統計調査（賃金センサス）」の平成16年～平成18年の3ヵ年の平均です。

民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

	20 未満	20 ～ 23	24 ～ 27	28 ～ 31	32 ～ 35	36 ～ 39	40 ～ 43	44 ～ 47	48 ～ 51	52 ～ 55	56 ～ 59	60 以上	計
全体				1	3		4	10	2	3	4		27
自動車運転技術員					1		1	1	1	1			5
調理員				1	1		3	9	1	2	2		19
支援員					1						2		3

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表は国家公務員の行政職給料表(二)に準じたものとなっています

イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

なし

ウ 昇給基準

毎年1月1日に勤務成績に応じ4号給(55歳以上の職員にあっては2号給)を標準とし昇給

基本的な考え方

技能労務職員については、新規採用を行わず退職不補充としています。また、委託や指定管理者制度などが可能な業務については導入等を検討します。

具体的取組内容

給与等については国や県等の各年度における人事院勧告等と同等となるよう適正な運用を実施します

その他

退職者不補充とし、今後は技能労務職員の退職状況に注視しながら、業務の見直しを検討し実施していきたいと考えます

また、昇給の基準について技能労務職員も含め全職種を対象とした人事評価制度を導入、運用することで評価に応じた昇給制度の確立を図ります